

業務概要書（参考）

平成27年8月31日

	<p>業務件名 杉並税務署(H27)敷地調査</p>
業務概要	<p>(1)業務履行場所 東京都杉並区成田東4-62-11</p>
	<p>(2)業務種別 地質調査業務</p>
	<p>(3)当該業務の概要 本業務は、杉並税務署敷地内において敷地測量及び地盤調査を行うものである。 1)敷地測量 ①平面測量 ②水準測量 2)建築物その他調査 ①電気設備調査 3)地盤調査 ①ボーリング(L=14mが2箇所、L=5mが1箇所) ②サウンディング(標準貫入試験、土質試験)等</p>
	<p>(4)契約方式 簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式(簡易型))</p>
	<p>(5)契約予定時期 平成27年11月</p>
	<p>(6)予定履行工期 契約の翌日から平成28年2月29日</p>
競争参加資格の考え方	<p>(1)入札参加者に要求される資格</p>
	<p>① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p>
	<p>② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)</p>
	<p>③ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。</p>
	<p>④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p>
	<p>⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。</p>
	<p>⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (基準に該当する者のすべてが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</p> <p>1)資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。 (ア)親会社と子会社の関係にある場合 (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2)人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
<p>⑦ 地質調査業務における「本店」、「支店又は営業所」の地理的条件は下記による。 本店、支店又は営業所が東京都内に所在すること。</p>	

競争参加資格の考え方	(2)企業及び配置予定技術者に対する要件	<p>① 企業</p> <p>ア) 同種又は類似業務について、平成17年度以降平成26年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において1件以上の実績を有していなければならない。 ただし、以下の業務は実績として認めない。</p> <p>a) 再委託による業務 b) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務: 地質調査業務(建築物の新築又は増築に係わるもの) ・類似業務: 地質調査業務(同種業務以外のもの) <p>イ) 実績として挙げた業務成績が60点以上(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点以上、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点以上、また、平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については65点以上)であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第360号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。</p> <p>ウ) 平成25年度以降平成26年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の入札説明書(個別)に記載された業種区分の平均業務成績が60点以上であること。 ただし、関東地方整備局発注業務(100万円を超える業務)の実績がない場合は、この限りではない。</p> <p>② 配置予定主任担当技術者は、次のいずれかの資格を保有する者であること。</p> <p><資格(主任技術者)> 下記のいずれかの資格を有する者</p> <p>a) 技術士(総合技術監理部門:建設部門又は応用理学部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 b) 技術士(建設部門又は応用理学部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 c) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 d) 地質調査技士</p> <p><実績(主任技術者)> 下記のいずれかの実績を有する者。</p> <p>a) 平成17年度以降平成26年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務: 地質調査業務(建築物の新築又は増築に係わるもの) ・類似業務: 地質調査業務(同種業務以外のもの) <p>ただし、以下の業務は実績として認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託による業務 ・テクリス登録されている業務については、主任技術者又は担当技術者として登録されている業務以外 ・テクリス登録されていない業務については、主任技術者又は担当技術者と同等と認められる業務以外 ・国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務 ・技術者評点が60点未満の業務 <p>b) 平成16年度以降平成25年度末までに完了した業務において同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。</p>
	総合評価に関する考え方	<p>落札者の決定方法</p> <p>指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札し、予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>予定価格が100万円を超え1,000万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から品質確保価格を設定する。</p> <p>業務の実施体制</p> <p>業務の理解度、実施手順について総合的に評価する。</p>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告日 : 平成27年 8月31日(月曜日) ・参加表明書の提出期限 : 平成27年 9月10日(木曜日) ・指名通知日 : 平成27年 9月29日(火曜日) ・技術提案書の提出期限 : 平成27年10月15日(木曜日) ・開札予定日 : 平成27年10月30日(金曜日) 	